

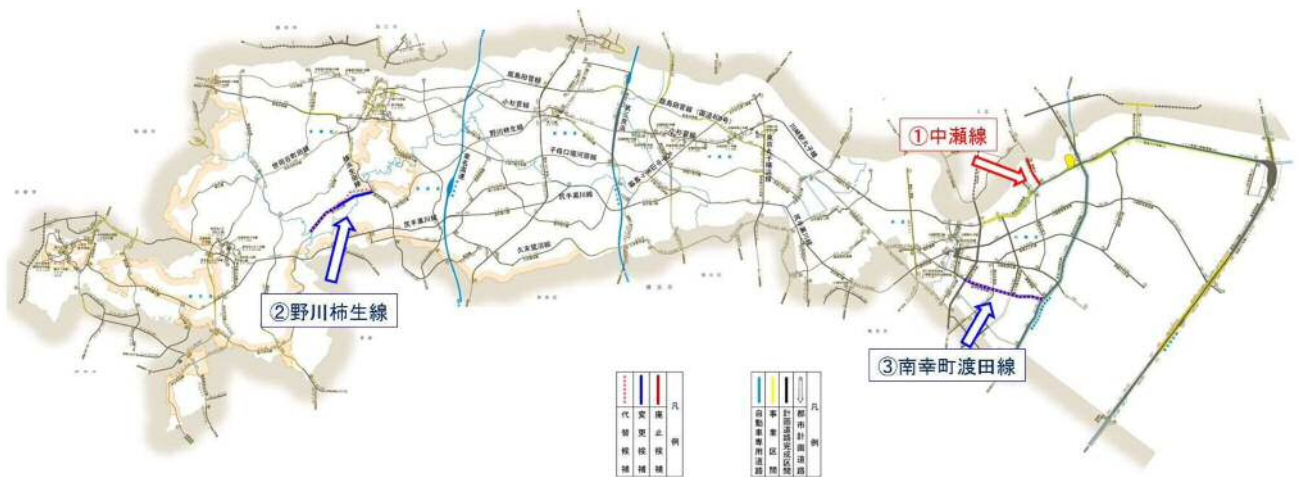
「都市計画道路網の見直し方針」の改定に伴う 変更（廃止）候補区間の建築制限の取扱いについて

本市では、平成20年6月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定しましたが、その後の社会情勢の変化等を的確に捉え、都市計画道路としての機能や役割をあらためて検証し、これまで以上に効率的・効果的な都市計画道路網の形成を図ることを目的として、平成30年3月に同方針を改定いたしました。

今回の改定では、次に示す3路線（3区間）を変更（廃止）候補区間と位置付けており、今後、関係機関との協議・調整を進め、準備が整ったものから順次都市計画の変更（廃止）手続きを行います。が、平成30年4月以降、都市計画変更手続きが完了するまでの間、都市計画道路の区域内における建築制限の取扱いを変更（制限の緩和）いたします。

1 対象区間（※詳細な位置は裏面を御覧ください）

- ① 中瀬線（全線）
- ② 野川柿生線（横浜生田線～西長沢交差点）
- ③ 南幸町渡田線（国道15号～産業道路）



2 対象区間における建築制限の取扱い（制限の緩和 ※1）

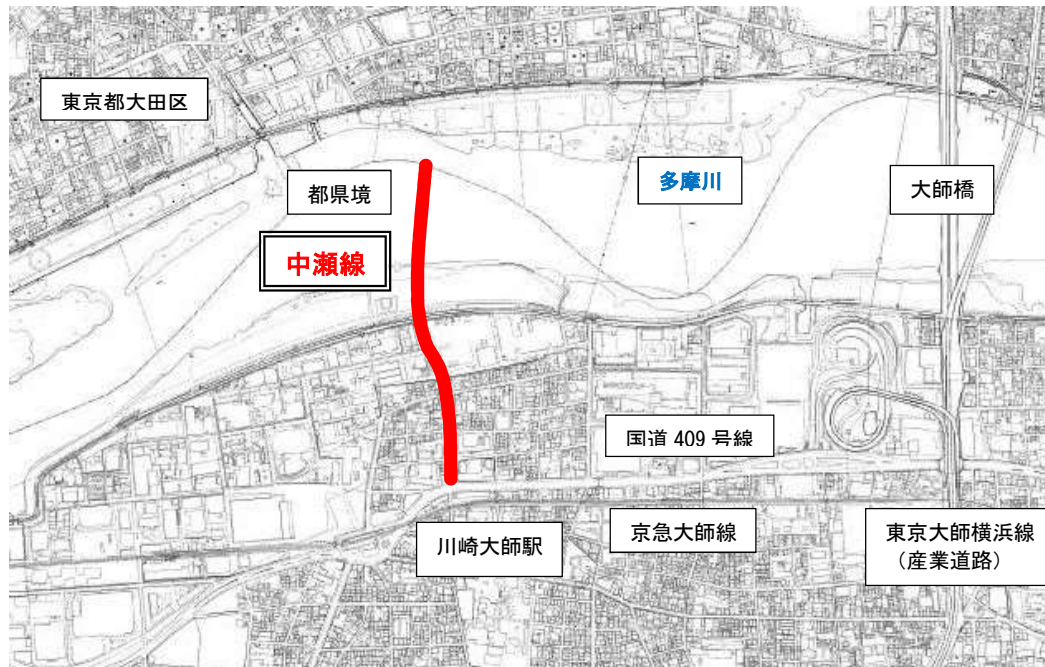
	都市計画道路区域内における建築制限内容		許可申請 手続き
	階数	主要構造部の構造	
従来	3階以下、かつ、 地階を有さないもの	木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、 その他これらに類するもの（RC造は不可）	必要
今後 (H30.4以降)	制限無し	制限無し	必要 ※2

※1 用途地域等による制限は、従来通りとなります。

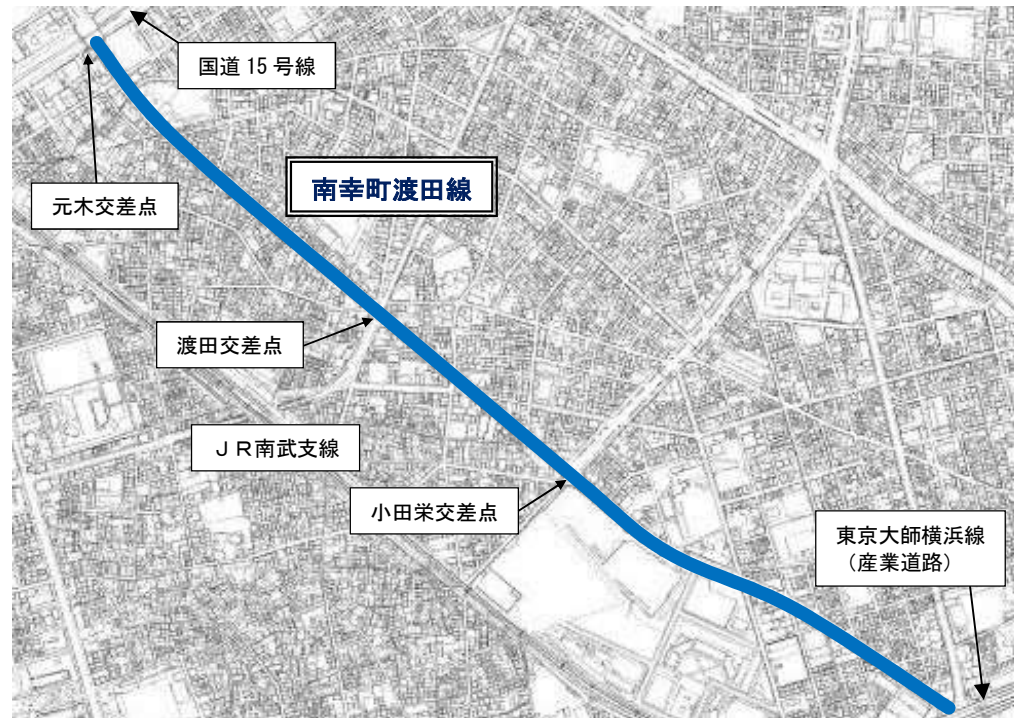
※2 都市計画変更手続きが完了するまでの間は、都市計画法第53条に基づく許可申請手続きは必要となります。

＜お問い合わせ先＞ 川崎市 まちづくり局 計画部 都市計画課 都市基盤担当
 電話 044-200-2033 ファクス 044-200-3969
 メールアドレス 50tosike@city.kawasaki.jp
 ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000097001.html>

①中瀬線（全線）



③南幸町渡田線（国道15号～産業道路）



②野川柿生線（横浜生田線～西長沢交差点）

